法及び県条例施行関係　平成29年度実施事業について

資料３－２

　障害者差別解消法及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、障害のある人に対する差別を解消し県民の理解を深めるため、平成29年度は、以下の事業を実施する。

１　障害者理解普及啓発事業　　　　　　　　　　　　　　　　　H29当初予算　9,200千円

（１）地域相談員及び広域専門相談員の設置

　条例で定められている地域相談員と広域専門相談員を設置するとともに、資質向上のための研修を実施する。

新（２）障害者理解のためのブックレットの作成及び研修会等への講師派遣

　障害者理解に関する研修会等で活用するため、障害特性を踏まえた合理的配慮の提供等について分かりやすく解説したブックレットを作成する。

また、広域専門相談員等が事業者等に直接出向き、条例の趣旨や差別の解消に向けた取組みを推進してもらうための理解啓発を図る。

【平成29年度上半期（４～９月）相談員派遣実績】

　開催回数：17回（富山第一銀行、北陸電力エネルギー科学館等）

　受講者数：計1,337人

（３）障害のある人の相談に関する調整委員会の開催

　障害を理由とする差別を解消するための施策に関する重要事項に関する調査審議や紛争解決を行う。

（４）ウェブサイトの管理

平成27年に開設した障害者理解促進のための県ホームページを管理運営する。

（５）とやまふれあい共生フォーラムの開催（チラシ参照）

共生社会の実現等について、参加者とともに考えるフォーラムを開催し、障害者に対する理解の一層の促進を図る。

平成29年10月14日（土）サンシップとやまにて開催予定。

２　小中学校巡回指導員及び高等学校巡回指導員の配置（教育委員会）

H29当初予算　16,010千円

　合理的配慮の提供に関する指導助言、合理的配慮の要望に関する教育相談、子どもに関わる関係者（医療・福祉等）の連絡調整等を行う小中学校巡回指導員及び高等学校巡回指導員を配置する。